

相続・事業継承に強い！

お医者さんに専門分野があるように、実は税理士にも専門分野があります。
外科(相続)の相談を、内科(顧問業務がメインの会計事務所)に相談していませんか？

複雑な「相続手続き」を
丁寧にサポートします。
軽快なフットワークで迅速対応！

相続完了までの流れ

① お電話でご予約(ご希望の面談日をお伝え下さい)
フリーダイヤル ☎ 0120-836-541

② **無料** 初回面談・ヒアリング

③ **無料** 相続調査結果報告書・お見積書作成
調査結果報告書の作成に必要な戸籍、名寄帳等の収集に関する実費分のみご負担頂きます。

④ 相続のお申込み・着手金*のお支払い
ここから報酬が発生 ※弊社報酬お見積額の10%

⑤ 相続を当事務所で一括管理
税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・その他

⑥ 完了報告(重要書類お渡し)・残金のお支払い

清田公認会計士・税理士事務所 6つの安心

安心1

相続の専門家が細かくサポート

全てのお客様に対し、相続専門のスタッフがご相談から手続き終了まで、責任をもってサポートいたします。

安心2

お客様のご自宅まで訪問します。

ご相談は、事務所にお越しいただくか、お客様のご自宅に相談員が訪問するか、お選びいただけます。

安心3

初回相談無料！見積もり無料！

初回相談、見積もりまでは費用はいただきません。また、しつこい営業等は致しません。まずはお気軽にご相談ください。

安心4

明確でわかりやすい料金体系

サービスのお申込みの前に必ず、サービス内容をご説明し、見積書をお渡します。ご相談内容、サービス内容、料金、すべてご納得いただいたから、お申込みください。

安心5

日常手続き・専門手続きを総合的にサポート

相続手続きは多数の専門家が関与しないと完了しない場合もございます。必要に応じて専門家と共同でサポートいたします。

安心6

アフターサービス

相続した資産の運用方法や、遺言作成、二次相続対策など、手続き完了後もお気軽にご相談ください。

安心してお任せください

108種類におよぶ相続手続き。
清田公認会計士・税理士事務所では、相続のサポートをいたします。

一般的な 手続き

簡単な内容ですので、概ねご自分で出来る手続きです。

- ・公共料金の名義変更
- ・クレジットカードの解約・停止
- ・預貯金の解約 ・生命保険の受取 など

専門的な 手続き

専門家に依頼したほうが、良い場合もあります。

- ・戸籍関係書類の取得
- ・遺産分割協議書の作成
- ・不動産の名義変更 ・相続税の申告 など

知らないと損をすることがたくさんあります。

高額 医療費

健康保険制度には、月毎の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が戻ってくる高額医療費の制度があります。ただし知らずに請求しないと戻ってきません。

未支給 年金

年金給付の受給権者が、年金給付の手続きをせずに亡くなった場合や、年金受給中に亡くなった場合で、まだ故人に支給していなかった年金がある時は、未支給年金として支給されます。

カードの 停止

クレジットカードは、放置すれば年会費の発生が続きます。またカード会社経由で加入しているがん保険等も解約手続きが必要です。

法令等 遵守に ついて

各専門家の法定独占業務は、提携司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁護士が担当いたします。各専門家とは直接ご契約いただき、報酬も直接お支払いいただきます。

Q&A

よくあるご質問

Q 必要な手続き、今後の流れなど、まったくわかっていないので不安です。

A 財産の内容や相続人の状況によって、必要な手続きは異なってきます。無料相談の際に「いつまでに、何の手続きを、どこに対して行えばよいのか」をアドバイスさせていただきます。

Q 相談したいのですが、費用はいくらぐらいかかりますか？

A 初回の相談は無料です。相談の内容を受け、相続関係・財産内容・必要な手続き等を調査してから「相続調査結果報告書（お見積書）」を作成いたします。報告書をご覧いただいた後に、正式なお申込みとなり、そこから初めて費用が発生します。

【弊社の手続きサポート報酬の目安】

弊社の手続きサポート報酬としてお支払い頂く金額は
遺産総額の0.3%～0.5%を基準にしています。

（例）遺産総額4,000万円の場合…約20万円

特殊な相続関係、財産の種類・内容によって変動することがあります。
お申し込み前に報酬お見積もり額をご提示致します。

Q 別途かかる費用がありますか？

A 遺産の金額によっては、相続税申告の税理士費用や、ご相談内容によっては、遺産分割協議の弁護士費用などのように、各専門家の費用が別途必要になるケースがあります。

法令等遵守について

各専門家の法定独占業務は、提携司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁護士が担当いたします。
各専門家とは直接ご契約いただき、報酬も直接お支払いいただきます。

お医者さんにも専門分野があるように、
じつは税理士にも専門分野があります。

●
相続事業承継の分野は、毎年の確定申告業務とは異なり、
税理士にとっても関与する機会が限られています。
弊事務所では、相続・事業承継対策に力を入れており、
経験と知識を集積し、相続・事業承継対策で付加価値の高い
サービスを提供しています。

- ◎事前にお電話またはメールでご予約ください。
- ◎オフィスにお越しいただくか、ご自宅にお伺いするか、お選びいただけます。
- ◎秘密厳守にてご相談を承ります。

初回「無料相談」随時受付中



清田公認会計士・税理士事務所

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-4-5 増田福岡ビル4A

フリーダイヤル ☎ 0120-836-541

営業時間 平日9:00～17:00

URL: <http://kiyota-cpa.com>

E-Mail: souzoku@kiyota-cpa.com

相続

相続手続きでのお困りことはありませんか？

銀行解約

戸籍取得

年金手続

相続登記

解決

このようなお悩みや疑問はありませんか？

何から始めればよいの？

相続人が誰なのかわからない…

手続の期限はいつまでなの？

そもそもウチにも相続税はかかるの？

不動産や預金の名義変更の仕方がわからない…

お願いしたいけど費用が不安…



清田公認会計士・税理士事務所